

議案第93号 小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

全部改正される行政不服審査法では、不服申立て制度は審査庁に対する審査請求に一元化されることから、関係する規定を改正するとともに、委員が守秘義務違反をした場合の罰則について、新たに設置される小松島市行政不服審査会の委員に対する罰則と同水準となるよう改めるもの。

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年小松島市条例第54号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うものとする。</p> <p>(1) 行政情報公開条例第15条第1項に規定する<u>不服申立て</u>に関する審査</p> <p>(2) 個人情報保護条例第26条第1項に規定する<u>不服申立て</u>に関する審査</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(諮問をした場合の<u>不服申立人等</u>への通知等)</p> <p>第4条 行政情報公開条例第15条第1項の規定により審査会に諮問をした<u>処分庁又は審査庁(以下「諮問庁」という。)</u>は、次に掲げ</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うものとする。</p> <p>(1) 行政情報公開条例第15条第1項に規定する<u>審査請求</u>に関する審査</p> <p>(2) 個人情報保護条例第26条第1項に規定する<u>審査請求</u>に関する審査</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(諮問をした場合の<u>審査請求人等</u>への通知等)</p> <p>第4条 行政情報公開条例第15条第1項の規定により審査会に諮問をした<u>審査庁</u>は、次に掲げ</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>

るものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

2 行政情報公開条例第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る非開示決定を変更し、当該非開示決定に係る行政情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(委員の忌避・回避)

第6条 委員が第3条第1項第1号又は第2号の職務を行うにつき、審査の公正を妨げるべき事情があるときは、不服申立人は忌避することができる。

2～3 略

(小委員会)

るものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

2 行政情報公開条例第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する_____ 裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する_____ 裁決

(2) 審査請求に係る非開示決定を変更し、当該非開示決定に係る行政情報を開示する旨の_____ 裁決(第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(委員の忌避・回避)

第6条 委員が第3条第1項第1号又は第2号の職務を行うにつき、審査の公正を妨げるべき事情があるときは、審査請求人は忌避することができる。

2～3 略

(小委員会)

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

第8条 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する小委員会に、不服申立てに係る事件について調査させることができる。
(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、第3条第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に係る行政情報、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報又は個人情報ファイルの開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立て事件に係る行政情報又は個人情報ファイルに記録されている情報の内容とその処分の理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
(意見の陳述等)

第8条 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する小委員会に、審査請求に係る事件について調査させることができる。
(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、第3条第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、審査庁に対し、開示請求に係る行政情報、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報又は個人情報ファイルの開示を求めることができない。

- 2 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、審査請求事件に係る行政情報又は個人情報ファイルに記録されている情報の内容とその処分の理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
(意見の陳述等)

改正

改正

改正

改正

改正

<p>第11条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申出があったときは、当該<u>不服申立人等</u>に、口答で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第12条 <u>不服申立人</u>及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第14条 審査会は、実施機関に対し答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人等</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>30万円以下</u>の罰金に処する。</p>	<p>第11条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申出があったときは、当該<u>審査請求人等</u>に、口答で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第12条 <u>審査請求人</u>及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第14条 審査会は、実施機関に対し答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人等</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>50万円以下</u>の罰金に処する。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	---